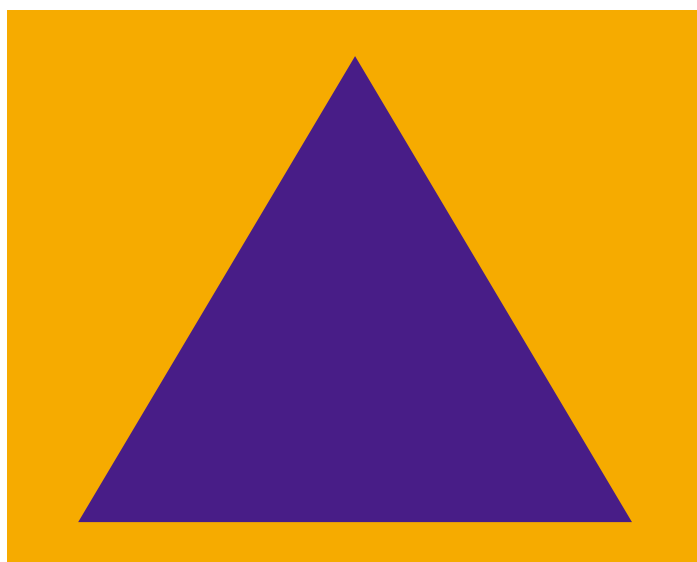


国民保護のしくみ

～テロや武力攻撃等から身を守るために～



西条市

はじめに

新聞やニュースなどで、他国におけるテロや武力による攻撃についての報道が連日伝えられていますが、このような事態は、今や世界のどこで発生してもおかしくなく、我が国や愛媛県、または西条市においても例外であるとは言いきれません。

万一このような事態が発生した場合、市民の皆さんの生命、身体及び財産を守り、生活や経済に与える影響を最小にするため、国、愛媛県、西条市及び関係機関が行う措置のことを国民の保護のための措置(国民保護措置)と言います。

このパンフレットは、いざという時に的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう、西条市が平成19年1月に作成した国民保護計画に基づいて、皆さんに理解していただくために作成したものです。

国民保護法とは

我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態が発生する危険性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっています。

こうした状況も踏まえ、平成16年9月、我が国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)が施行されました。

国民保護法においては、国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、皆さんに危険な状態になったことをお知らせすることとなっています。そして、国をはじめ、都道府県、市町村などの関係機関が、国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置に迅速にかつ全力を挙げて対応することとしています。

※西条市ではこの国民保護法に基づき「西条市国民保護計画」を策定し本庁、各総合支所、公民館及び西条市のホームページ(<http://www.city.saijo.ehime.jp/khome/kikikanri/index.html>)等で公開しております。

西条市国民保護計画の概要

国民保護措置に係る市の責務や基本方針、市の計画が対象とする事態等を定めています。

市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び県の国民の保護に関する計画を踏まえ、市の計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

国民保護に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下の通り、国民保護措置に関する基本方針としています。

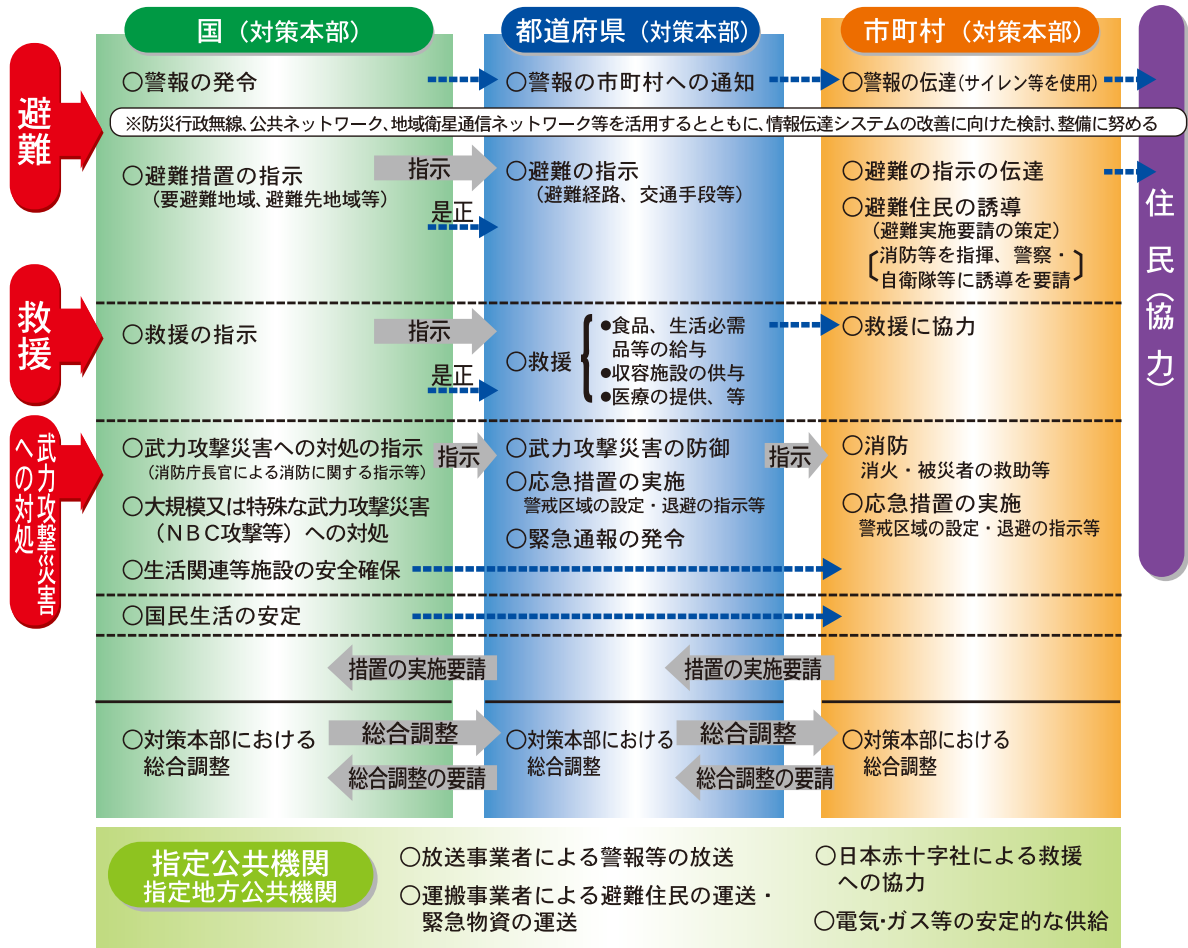
- ①基本的人権の尊重
- ②国民の権利利益の迅速な救済
- ③国民に対する情報提供
- ④関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤国民の協力
- ⑥高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑦指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ⑧国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- ⑨西条市地域防災計画等の活用



※この表紙のマークは、国際的な特殊標章であり、民間防衛を行う人を識別するためのもので、ジュネーブ諸条約追加議定書Iに規定されており、民間防衛団体、その要員、建物及び物品の保護ならびに避難所を識別するためのものです。デザインはオレンジ色地に青の正三角形の図案となっています。

武力攻撃事態等における国民保護のための仕組み

国民保護のための措置は大きく、避難、救援、武力攻撃災害への対処の3つから構成されます



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

避難の仕組み

- 国は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令して、直ちに都道府県知事に通知します。
- さらに、住民の避難が必要なときは都道府県知事に対して、住民の避難措置を講ずるよう指示します。

警報が発令されたら

皆さんの安全を守るため、武力攻撃や大規模テロ等が迫ったり発生した地域には、市から消防無線サイレン・広報制御装置(拡声機及びサイレン)等を使用して皆さんに注意を呼びかけることとしています。そして、テレビ、ラジオ等の放送や広報車両等を通じて、どのようなことが、どこで発生したか、あるいは発生するおそれがあるのか、皆さんがどのような行動をとるのかといった警報の内容をお伝えします。また、避難が必要な地域には、同様の方法で避難を呼びかけます。

【屋内にいる場合】

- ドアや窓を全部閉めましょう。
- ガス、水道、換気扇を閉めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。



【屋外にいる場合】

- 近隣の堅牢な建物など屋内に避難しましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。



避難の指示が出されたら

避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難施設への避難、市や県の区域を越えた遠方への避難等が考えられます。皆さんの安全を守るため、状況に応じて適切な指示が出されます。

避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。



救援の仕組み

●救援活動は、愛媛県知事が中心となって、西条市や日本赤十字社と力を合わせて実施します。

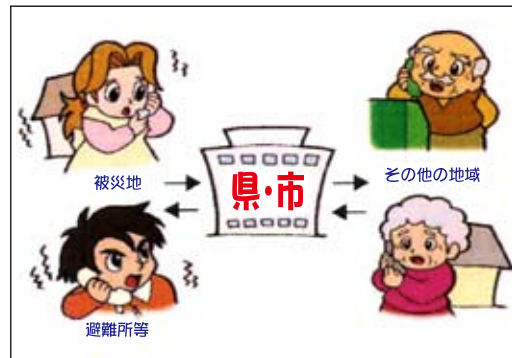
避難場所や医療の提供

避難してきた人々に収容施設や食品、医薬品などの提供を行う。



安否情報の収集や提供

行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う。



武力攻撃災害への対処

●武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と県・市町が一体となって対処します。

1. ダムや発電所などの施設の警備
2. 放射性物質などによる汚染の拡大を防止
3. 警戒区域を設定
(住民が危険な場所に入らないよう警戒区域を設定)
4. 消防活動
(消火や被災者の救助などの消防活動)

武力攻撃事態の想定

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのような被害となるかについて一概には言えませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

武力攻撃事態の類型ごとの特徴

| 着陸・上陸侵攻 | 航空攻撃 | 弾道ミサイル攻撃 | ゲリラや特殊部隊による攻撃 |
|--|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">●船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵襲目標となりやすい。●航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。●国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。 | <ul style="list-style-type: none">●弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。●都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。 | <ul style="list-style-type: none">●発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。●弾頭の種類(通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか)を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。 | <ul style="list-style-type: none">●突発的に被害が発生することも考えられます。●被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設(原子力事業所などの生活関連等施設など)の種類によっては、被害が拡大する恐れがあります。●核・生物・化学兵器や放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾(ダーティボム)が使用されることも想定されます。 |

緊急処理事態とは

「武力攻撃の手段」に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態を言います。

攻撃の対象施設や攻撃の手段種類により、以下に示すような事態例が考えられています。

攻撃対象施設等による分類

1. 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

<事態例>

原子力事業所などの破壊

大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくすると共に、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

石油化学コンビナート、可燃ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

2. 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

<事態例>

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による、人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。

市民(自主防災組織など)の協力

●国民保護法では、「国民は国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。」「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制的にわたることがあってはならない。」とされています。

●国や地方公共団体は、協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮します。

さらに、武力攻撃事態等において要請に基づく協力により国民が死亡・負傷した場合は、その損害を補償します。また、住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行います。

1. 住民の避難や被災者の救援の援助
2. 消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助
3. 避難に関する訓練への参加 など

武力攻撃災害の兆候に関する情報の通報について

武力攻撃災害の兆候(動物等の大量死・不発弾、沿岸における不審な船舶など)の発見をしたら、最寄の市役所、消防署、警察署、海上保安部署に連絡してください。



《電話》

消防：119

警察：110

海の緊急連絡(海上保安庁)：118

西条市防災電話：0897-52-1400

日頃からの備え

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間自足できるようにするための備蓄品などは、「西条市防災マップ」等でも紹介されていますが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し、避難する場合などにおいても大いに役立つものと考えられます。家族全員で備えましょう。

非常持ち出し品(西条市防災マップ参照)

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 貴重品類 | 通帳 | カード | 保険証 |
| | 印鑑 | 鍵 | 携帯電話 |
| 避難用具 | 懐中電灯 | ラジオ | ヘルメット |
| 救急用具 | 常備薬 | 包帯 | 消毒液 |
| | 風邪薬 | ばんそうこう | 湿布薬 |
| 非常食 | 乾パン | 缶詰 | 水 |
| 衣類 | 下着 | 防寒着 | 雨ガッパ |
| 生活用品 | 万能ナイフ | マッチ | 軍手 |
| | 洗面用具 | ふえ | ティッシュ |
| その他 | オムツ | 生理用品 | 筆記用具 |



※この表は一例です。家族構成や地理的状況などに応じて、みんなで備えましょう。

【発行】

西条市役所市民安全部危機管理課防災計画係

電話 0897-56-5151

FAX 0897-52-1200

ホームページアドレス

<http://www.city.saijo.ehime.jp/>